

議案第16号

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるの  
で、本案を提出する。

## 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。